

○建築物の耐震改修の促進に関する法律第二十二条第二項及び第二十五条第二項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準

(平成二十五年十月二十九日)

(国土交通省告示第千六十二号)

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二十二条第二項及び第二十五条第二項の規定に基づき、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準を次のように定める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律第二十二条第二項及び第二十五条第二項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第五条第一項各号のいずれかに掲げる者が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第二項第三号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられること。ただし、国土交通大臣が認める場合には、同規則第五条第一項各号のいずれかに掲げる者が耐震診断を行うことを要しない。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。
- 2 この告示の施行前に行われた耐震診断は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項各号のいずれかに掲げる者が行った耐震診断とみなす。